

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

◇ 告 示 目 次

- 字の区域の廃止
- 結核予防法による医療機関の指定
- 肥料の登録
- 牛の流行性感冒予防注射の実施
- 土地改良事業の認可

土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡日吉津村長から日吉津村の小字の区域の全部を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の小字の区域の廃止は、昭和四十六年六月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十六年四月六日	小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	小田 玲

鳥取県告示第四百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七條の規定に基づき、

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。
昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三九三号	窒素全量	一四・〇	倉吉市越殿町、 一四〇八番地 倉吉市農業協同組合 組合長理事 八田 隆 利
	アンモニア性窒素	一一・〇	
	うち		
	硝酸性窒素	一・六	
	りん酸全量	八・〇	
うち			
	可溶性りん酸	七・四	
	うち		
	水溶性りん酸	六・〇	
	加里全量	一〇・〇	
	うち		
	水溶性加里	九・九	

鳥取県告示第四百三十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、牛の流行性感冒予
防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六
号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ず
る。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒発生予防のため
- 二 実施する区域 県下全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

乳牛。ただし、生後七月未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 昭和四十六年五月十五日から八月三十一日まで
- 五 注射の方法 牛流行性感冒予防液（家衛試毒）皮下注射

鳥取県告示第四百三十五号

岩美町長から申請のあつた岩美町宮土地改良（長谷地区かんがい排水）
事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第
五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四
月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す
る。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十六号

佐治村長から申請のあつた佐治村宮土地改良（津無地区農道整備）事業
は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項
において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三
十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十七号

八束町長から申請のあつた八束町営土地改良(用品地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十八号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(吉野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十九号

青谷町長から申請のあつた青谷町営土地改良(楠根地区索道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(大石地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十一号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(美敷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十二号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(楠城地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十三号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(新井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十四号

国府町長から申請のあつた国府町営土地改良(中河原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十五号

赤崎町長から申請のあつた赤崎町営土地改良(湯坂地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十六号

佐治村長から申請のあつた佐治村営土地改良(加瀬木地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年五月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月三十日から用途廃止した。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡大山町木長字内田二二七番地先		四三・七七	道路敷

鳥取県告示第四百四十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月三十日から用途廃止した。

昭和四十六年五月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡淀江町大字佐陀字東中浜六九九ノ一番地先から六九五ノ九番地先まで		一一四・〇二	道路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】